

社会福祉法人恵徳会 監事報酬規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人恵徳会における監事業務報酬については、この規程の定めるところによる。

(背景)

第2条 平成29年度恵徳会収益総額10億円超の予想により、国の定める外部監査実施の義務が生じ、監査法人による監査を実施することとなる。

2 法人内部に於いても、混乱なく円滑に義務化への対応を図るべく、基盤構築が急務であり、監事による定期的な内部監査を実行することが必要となる。

(監事による監査内容)

第3条 監事による監査内容は以下に定めるところによる。

- (1) 法人の経営運営等の監査・指導
- (2) 業務運営内容の監査・指導
- (3) 外部監査法人に対しての意見・提言し、監査法人との契約の解約提案権を持つ
- (4) 行政監査（実地指導・指導監査）に対しての意見・提言

2 監事監査業務は一会計年度 3回程度実施する。

(監事業務執行の報酬)

第4条 法人は監事が第3条に定める監査業務執行に対して、時給3,000円の報酬を支給することとする。

附 則

この規程は、平成27年10月9日から施行する。